

報道関係者各位

 2019. 8. 2
 セントワークス株式会社

ベトナム大学との特定技能人材の教育、 受け入れに関する合意について

セントケア・ホールディング株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：森 猛）のグループ会社であるセントワークス株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：大西 徳雪）は、ベトナムのクアンナム医療短期大学（所在地：クアンナム省タムキー市）及び菅沼グループ（本社：ハノイ市、代表：菅沼 蔵人）との間で、介護の特定技能ビザ取得に向けた教育及び、日本への入国支援に関する合意「介護人材の教育プログラムに関する基本合意書」（以下、本合意）を締結したことにつきお知らせいたします。

本合意により、早ければ2020年夏から、毎年20名程のベトナム人の特定技能介護人材についてセントケア・グループにて就労を受け入れることとなります。

< 特定技能ビザ（在留資格「特定技能」）とは >

2019年4月より始まりました外国人の新たな在留資格です。技能実習制度と異なり、日本の産業界における深刻な人材不足の解消を目的として設置されました。介護においては在留期間が定められた「特定技能1号」のみ存在します。在留期間中に介護福祉士を取得する（現在は介護福祉士養成施設で学習する必要あり）ことにより、在留期間の定めのない介護ビザ（在留資格「介護」）を取得することが可能です。技能実習制度との主な違いは下表のようになっています。

詳細は法務省ホームページをご参照ください→http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

項目	技能実習（介護）	特定技能（介護）
制度の意義	出身国への技術移転	日本の労働力補完
在留期間	最長5年	最長5年
技能水準	なし	相当の知識または経験が必要
入国時の試験	N4の日本語能力	日本語（N4レベル）と介護
フォロー機関	監理団体（必須）	登録支援機関（委託任意）
紹介	監理団体のみ	人材会社も可能
転職	不可	可能

ベトナムと日本との間で7月1日に「在留資格『特定技能』を有する外国人に係る制度の適正な運用のための基本的枠組みに関する協力覚書」が締結されましたが、まだ資格取得に必要な試験は実施されていません。

当社は、技能実習同様に特定技能ビザを取得したベトナム人が多数日本に入国する希望があることを見越し、クアンナム医療短期大学と学生の日本語、介護教育と日本入国支援に関する合意書を締結することとしました。

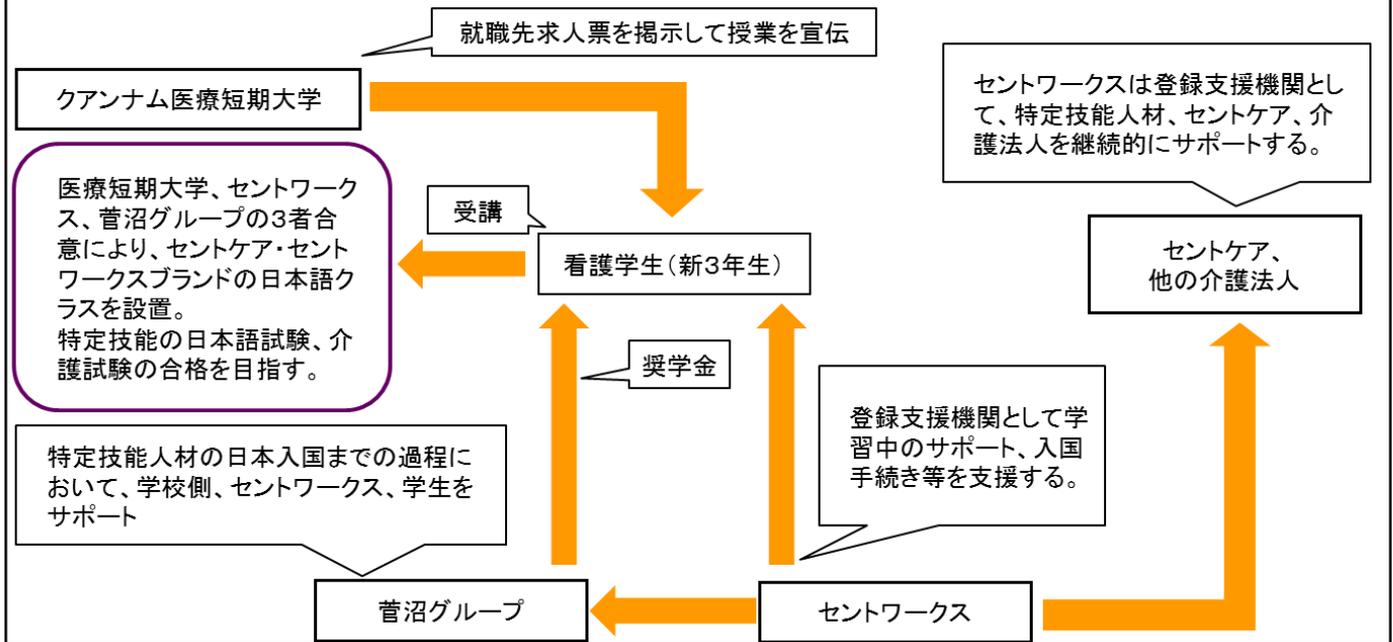
基本的なスキームは次ページのようになります。当社は登録支援機関の指定申請を行い、入国手続き、入国後のフォローを行います。

初年度はセントケア・グループで20名の人材を受け入れることができるように募集を行うとともに他の介護サービス提供法人（以下、介護法人）への紹介も行ってまいります。

2025年には介護に就労する人材が34万人不足すると言われております（※）。当社は特定技能介護人材の紹介、支援を通してこの課題解決の一助として貢献してまいります。また、看護学生を介護人材として紹介することにより、質の高い介護サービスへの寄与を目指します。

（※）厚生労働省「第7期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」より

ベトナム特定技能人材受け入れスキーム



社名	セントケア・ホールディング株式会社	セントワークス株式会社
本社所在	東京都中央区京橋 2-8-7	東京都中央区八丁堀 2-9-1
代表者	代表取締役社長 森 猛	代表取締役社長 大西 徳雪
設立年	1983年3月24日	2006年11月1日
資本金	1,734,050,103円(2019年3月末日時点)	50,000,000円(2019年3月末日時点)
事業内容	傘下子会社(主に介護事業会社)の経営管理、並びにそれに付帯する業務	介護経営サポートシステム「Suisui Remon」の販売、訪問看護アセスメントシステム「看護のアイちゃん」の販売、一般労働者派遣事業、有料職業紹介事業、企業向けワーク・ライフバランスコンサルティングサービス、企業向け介護と仕事の両立支援サービス、請求回収・総務・人事・情報システム関連業務に係るシェアードサービス
ホームページ	https://www.saint-care.com/	https://www.saint-works.com/

【本件に関するお問い合わせ先】

セントワークス株式会社 人材ソリューション部 宮本
 TEL : 03-5542-8085 / E-mail : info@saint-works.com